

## 能代市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン

能代市次世代エネルギービジョン第9章に掲げる本市が推進する再生可能エネルギー事業の基本指針に基づく個別事項について、「能代市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン」を次のように定める。

本市内において再生可能エネルギー事業を実施しようとする事業者は、次の事項に配慮するものとする。

### 1. 本市との情報共有

構想、設計、計画、事業化に向けた準備、建設、事業開始後の各段階において、本市との協議の場を設定するなど情報共有に努めること

### 2. 地域貢献等の提案

事業を通じてどのように地域貢献に資するのか、次の事項について考え方を示すこと

- (1) 地元企業等の資本参加機会の確保
- (2) 建設における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保
- (3) 運営保守における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保
- (4) 市内への事業所等の開設
- (5) 市民等の出資参加機会の確保
- (6) 再生可能エネルギー事業に係る人材育成に関する事項
- (7) 地域の防災対応力強化に関する事項
- (8) 地域の賑わい創出に関する事項
- (9) その他地域活性化につなげる事項

### 3. 事業にあたって留意すべき事項

- (1) 事業実施に際しては、住宅、学校等の文教施設、病院等の保健福祉施設等への影響に配慮した適切かつ合理的な場所を選定すること
- (2) 地域住民や利害関係者とのコミュニケーションの場を積極的に設けるなど良好な関係の構築に努めること
- (3) 環境影響評価法をはじめとした、関係法令等の基準及び諸手続き等を遵守・準拠するとともに、周辺環境（生活、自然、景観等）に最大限配慮すること
- (4) 事業開始後において、環境影響評価における評価項目はもとより、その他の事項についても、市民生活、自然環境等への影響が提起されたときは速やかかつ、適切に対応するとともに、その経過等を市や関係者に報告すること

- (5) 事業関連の設備に事故等が発生した場合は、国への報告に準じ、市に対しても速やかに報告すること
- (6) その他、次世代エネルギー事業に関連するイベント等、市の事業等に対して積極的に協力するよう努めること

#### 4. 適用

本ガイドラインは、平成31年4月1日から適用する。